

議案第 25 号

猪野瀬まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

猪野瀬まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 12 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

猪野瀬まちづくり会館の名称を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

猪野瀬まちづくり会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

猪野瀬まちづくり会館の設置及び管理に関する条例(令和4年勝山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>猪野瀬まちづくり会館</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 <u>猪野瀬こうみん館</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。